

建設業労働安全衛生マネジメントシステムの推進のために！

コスモス認定のご案内

「コスモス」は、店社と作業所（作業現場）を一体とした組織をシステム確立の単位とするなど、建設業の特性に対応した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムです。



「コスモス」は、“建設業労働安全衛生マネジメントシステム”の英語表記の頭文字である「COHSMS」を“コスモス”と称しているものです。

Construction Occupational Health and Safety Management System



建設業労働災害防止協会（建災防）

コスモス認定とは

コスモス認定とは、建設事業者が建設事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(※1)に基づいて、労働安全衛生マネジメントシステム(※2)を構築し、これを適正に実施しているかどうかを当協会が「コスモス認定基準」(※3)により客観的に判断し、同基準に適合している建設事業場を認定することをいいます。

認定された建設事業場には、「コスモス認定証」が交付されます。

[注]ア (※1)「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」は、厚生労働省が平成11年に制定(令和元年改正)した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に当協会が建設業の固有の特性を加味して、建設企業がこの指針のシステムを容易に取り組めるように平成11年11月に定めた(平成30年4月改正)ものです。

イ (※2)「労働安全衛生マネジメントシステム」とは、自主的な活動として、安全衛生の方針・目標を定め、リスクアセスメントの実施、安全衛生計画の作成・実施・評価・改善等の安全衛生管理活動を体系的、継続的に行う仕組みをいいます。

ウ (※3)「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」と(※3)「コスモス認定基準」は、いずれも当協会のホームページに掲載されていません。

コスモス認定を取得するメリット

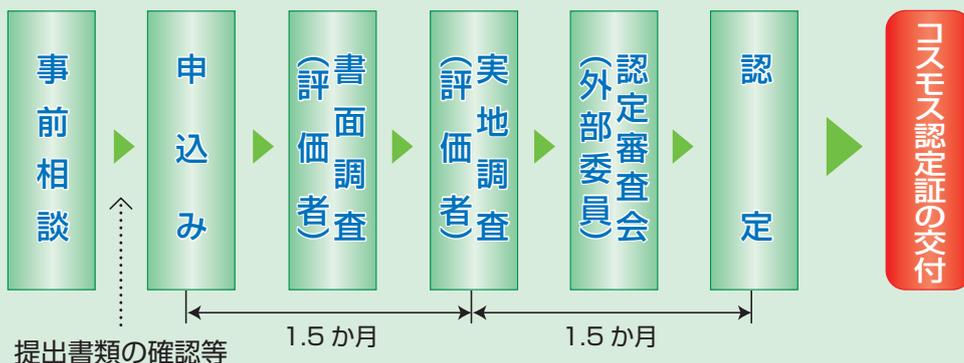
- ① コスモス認定基準に適合させるための改善を通じてシステムの質の向上が図れます。
- ② コスモス認定証のもとに全社員が一体となった安全衛生意識の強化が図れます。
- ③ 企業の社会的責任(CSR)の実現への寄与と社会的信頼の向上が図れます。
- ④ パンフレット、名刺等に「コスモス認定マーク」が使用でき、認定による企業のイメージアップが図れます。
- ⑤ 公共工事の入札時等における安全衛生管理能力の証明や優遇措置の対象になることがあります。

コスモス認定の目的、実施等について

- ① コスモス認定の目的は、安全衛生水準の向上の促進に資することにあります。その認定の効果として、労働災害の減少傾向が建設業全体より大きいということが実証されました。
- ② コスモス認定では、求める機能が確保されていれば、既存する規定を反映させる考えを重視しており、建設事業場の既存の安全衛生管理体制、文書形式、様式等を尊重しています。
- ③ コスモス認定に当たって実施する書面調査、実地調査は、実務経験のある労働安全衛生の専門家であり、「評価者」としての資格を有する「コスモス評価者」が実施します。このため、建設事業場でこれまで培ってきた安全衛生管理や現在実施されている安全衛生活動の実績を踏まえた評価がなされ、これらの活動がより活性化されるよう配慮しています。

コスモス認定までの流れ

※なお、申込みから認定までの期間は、申込み状況等により変わります。



コスモス認定の手続き等

① 認定の申込み(更新も同じ)

コスモス認定を受けようとする建設事業場は、次の書類を提出していただきます。

- (1)コスモス認定申込書(※4)
- (2)コスモス認定基準への適合状況を確認するための書類(システムの手順書類、記録類等の書類)
- (3)コスモス認定基準と提出書類の一覧表(※5)
- (4)その他必要な書類(会社の概要、作業所一覧等)

[注]イ 申込書に記入いただいた個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、コスモス認定の実施のみに使用します。

ロ (※4)「コスモス認定申込書」、(※5)「コスモス認定基準と提出書類の一覧表」の書式は、当協会のホームページに掲載されています。

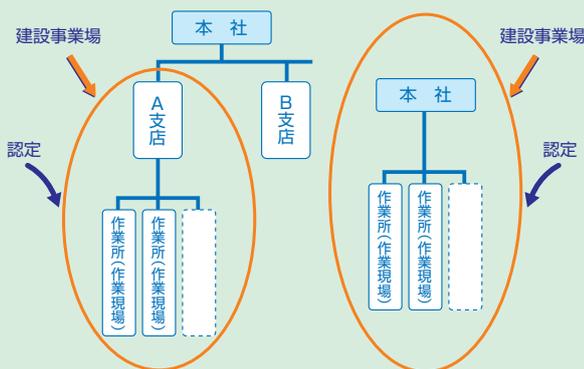
② 認定の単位と種類

コスモス認定は、原則として、コスモスガイドラインで定義した「建設事業場」(いわゆる「支店-作業所」や「本社-作業所」の組織形態)を単位として認定を行います。

コスモス認定では、1つの建設事業場を認定する「個別認定」と、建設企業の“本社と全ての建設事業場(支店・作業所)”の認定を一括して行う「一括認定」の2種類があります。この他、建設事業場の一部の認定も行うことができますので、事前にご相談ください。

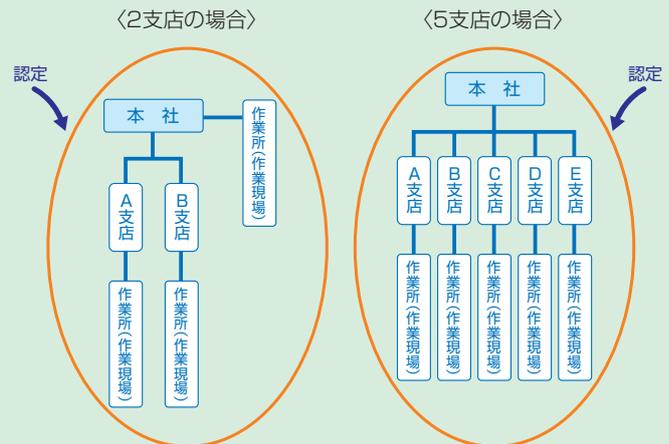
コスモス認定 { 個別認定 - 建設事業場(「支店-作業所」、「本社-作業所」等の組織形態)を対象としたコスモス認定
一括認定 - 本社(本部等)と全ての支店・作業所の認定を一括して行うコスモス認定

個別認定(例示)



(コンパクトコスモスの認定を含む)

一括認定(例示)



③ 認定のための調査の実施

コスモス認定に当たっての調査は、コスモス評価者が書面調査及び実地調査を実施します。

書面調査は、提出された建設業労働安全衛生マネジメントシステムの実施・運用に係る書類・記録等をもとに認定基準への適合状況を調査します。

実地調査では、建設事業場における労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況を現地で調査し、また、代表者、安全衛生スタッフ、現場部門の責任者等を対象にヒアリングを実施します。

④ 認定審査会での審査

外部の有識者で構成されたコスモス認定審査会において、コスモス評価者が実施した書面調査、実地調査の評価が客観的かつ公正に行われたかを審査します。

⑤ 認定証の交付・登録

建設事業場がコスモス認定基準に適合し、かつ、コスモス認定審査会においてこの適合の評価が客観的かつ公正に行われたと認められたときに、当協会の会長名による「コスモス認定証」が交付されます。認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間です。更新の申込みにより更新ができます。

また、認定された建設事業場をコスモス認定建設事業場名簿に登録するとともに、当協会のホームページ等で公表します。なお、認定された建設事業場は「コスモス認定マーク」を使用することができます。

コスモス認定マーク



6 認定料

認定料(消費税を含む)は、次のとおりです。なお、認定料とは別に、認定のための実地調査の旅費が別途必要になります。

(1) 個別認定の認定料(初回認定、更新認定とも同じ)

建災防会員	一般
1,177,000円	1,290,850円

(2) 一括認定の認定料

一括認定の認定料は、支店数(いわゆる営業支店は除きます。)により異なります。詳細等は、お問い合わせください。

初回認定			更新認定		
支店数	建災防会員	一般	支店数	建災防会員	一般
1~3支店	1,177,000円	1,290,850円	1~3支店	1,177,000円	1,290,850円
4支店	3,135,330円	3,431,340円	4支店	3,135,330円	3,431,340円
5支店	3,363,030円	3,681,810円	5支店	3,135,330円	3,431,340円
6支店 ⋮	⋯⋯	⋯⋯	6支店 ⋮	⋯⋯	⋯⋯

7 認定後の報告

認定後は、定期報告として、安全衛生計画の実施状況等の報告を年1回、死亡労働災害等の発生時には随時報告をしていただきます。

コスモス関連図書のご案内



「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの解説」

コード No.139211 ・ A4判
定価 3,300円 会員価格 2,970円



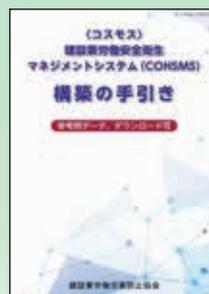
「中小規模建設事業場向けコスモス(コンパクトコスモス)運用の手引き」

コード No.139600 ・ A4判
定価 2,970円 会員価格 2,640円



「建設業労働安全衛生マネジメントシステムの適切な実施運用のために！システム監査の進め方」

コード No.139301 ・ A4判
定価 2,145円 会員価格 1,925円



「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHMS)構築の手引き」

コード No.139520 ・ A4判
定価 3,300円 会員価格 2,970円

図書のご購入のお問合せ

詳しくは、建災防ホームページ又は教材開発センター(TEL: 03-3453-3391)でご確認ください。

コスモス認定の個別相談(無料)

コスモス認定の個別相談を随時実施しています。

※Zoomによる対応も可能です。

場 所: 建設業労働災害防止協会 コスモスセンター

手続き: 事前の日程調整が必要となりますのでお電話によりお申し込みください。

お問合せ先

建設業労働災害防止協会 (建災防)

建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター
(通称: コスモスセンター)



〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階
TEL: 03 (3453) 1306 FAX: 03 (5476) 8362